



仕事と生活のバランスづくり

基本目標 III

基本目標Ⅲ 仕事と生活のバランスづくり【女性活躍推進計画】

主要施策6 就労の場における男女平等の促進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	7年度進捗実績	7年度進捗度	7年度の成果とその取り組み方並びにどのような努力を行ったか(できなかった場合はその理由も含む)	8年度実施計画	8年度実施計画を実現するため、どのような取り組みを行いますか。	担当課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜事業所への労働関係法令の周知＞職場における男女平等を図るため、男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法等の情報提供や啓発を行います。	大阪府や大阪府企業人権協議会が開催する研修や講座の受講に係る経費の助成や、職場における男女平等に関連する啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への周知・啓発を図った。	3、計画どおり	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所(48事業所)を対象に、大阪企業人権協議会サポートセンターが主催する研修や講座を受講する際の助成制度を周知するとともに、ハローワークや大阪府等労働関係機関が発行する職場における男女平等に関連する啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行った。	大阪府や大阪府企業人権協議会が開催する研修や講座受講に対する費用の助成制度の周知や啓発冊子、チラシの配布等により、事業所への労働関係法令の周知を図る。	泉南市事業所人権推進連絡会の会員事業所(48事業所)を対象に、大阪府や大阪企業人権協議会が主催する研修や講座を受講する際の助成制度を周知するとともに、ハローワークや大阪府等労働関係機関が発行する職場における男女平等に関連する啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供に努める。	人権推進課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜事業所への労働関係法令の周知＞職場における男女平等を図るため、男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法等の情報提供や啓発を行います。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課で共有し、課窓口にて配架した。	3、計画どおり	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、広報・啓発に努めた。	就労の場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信に努める。	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、周知・啓発に努める。	産業振興課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜男女間の賃金格差の解消＞厚生労働省作成の「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を活用し、同一価値労働同一賃金の考え方に立って男女の賃金格差の解消に向けた支援に努めます。	給料表に基づき支給しているため男女間の賃金格差はない。	3、計画どおり	給料表に基づき支給しているため男女間の賃金格差はない。	給料表に基づき支給しているため男女間の賃金格差はない。	給料表に基づき支給しているため男女間の賃金格差はない。	秘書人事課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜男女間の賃金格差の解消＞厚生労働省作成の「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を活用し、同一価値労働同一賃金の考え方に立って男女の賃金格差の解消に向けた支援に努めます。	大阪府や大阪府企業人権協議会が開催する研修や講座の受講に係る経費の助成や、男女間の賃金格差の解消に関連する啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への周知・啓発を図った。	3、計画どおり	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所(48事業所)を対象に、大阪企業人権協議会サポートセンターが主催する研修や講座を受講する際の助成制度を周知するとともに、ハローワークや大阪府等労働関係機関が発行する男女間の賃金格差の解消に関連する啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行った。	大阪府や大阪府企業人権協議会が開催する研修や講座受講に対する費用の助成制度の周知や、男女間の賃金格差の解消に関連する啓発冊子、チラシの配布等により、事業所への労働関係法令の周知を図る。	泉南市事業所人権推進連絡会の会員事業所(48事業所)を対象に、大阪府や大阪企業人権協議会が主催する研修や講座を受講する際の助成制度を周知するとともに、ハローワークや大阪府等労働関係機関が発行する男女間の賃金格差の解消に関連する啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供に努める。	人権推進課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜男女間の賃金格差の解消＞厚生労働省作成の「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を活用し、同一価値労働同一賃金の考え方に立って男女の賃金格差の解消に向けた支援に努めます。	社会保険労務士会による労働相談を年4回実施し、相談は8件であった。また、弁護士による無料法律相談を月2～3回実施し、相談件数は190件であった。 ※R7年度から無料法律相談の委託先を大阪弁護士会に変更(R6年度までは泉南市在住の磯野弁護士)	3、計画どおり	様々な労働問題に対して、専門的な見地より助言を行う必要があると考えられるため、内容に応じた相談支援を行った。	社会保険労務士会による労働相談及び弁護士による法律相談を実施する。	社会保険労務士会による労働相談及び弁護士による法律相談を実施する。	産業振興課

Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜労働相談の充実＞就労等に関する情報提供と相談体制を充実します。	社会保険労務士会による労働相談を年4回実施し、相談は8件であった。また、弁護士による無料法律相談を月2～3回実施し、相談件数は190件であった。 ※R7年度から無料法律相談の委託先を大阪弁護士会に変更(R6年度までは泉南市在住の磯野弁護士)	3、計画どおり	様々な労働問題に対して、専門的な見地より助言を行う必要があると考えられるため、内容に応じた相談支援を行った。	社会保険労務士会による労働相談及び弁護士による法律相談を実施する。	社会保険労務士会による労働相談及び弁護士による法律相談を実施する。	産業振興課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜職場における健康維持・増進の取組支援＞メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます。	大阪府や大阪府企業人権協議会が開催する研修や講座の受講に係る経費の助成や、職場における健康維持・増進の取組支援に関連する啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への周知・啓発を図った。	3、計画どおり	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所(48事業所)を対象に、大阪企業人権協議会サポートセンターが主催する研修や講座を受講する際の助成制度を周知するとともに、ハローワークや大阪府等労働関係機関が発行する職場における健康維持・増進の取組支援に関する啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行った。	大阪府や大阪府企業人権協議会が開催する研修や講座受講に対する費用の助成制度の周知や、職場における健康維持・増進の取組支援に関連する啓発冊子、チラシの配布等により、事業所への労働関係法令の周知を図る。	泉南市事業所人権推進連絡会の会員事業所(48事業所)を対象に、大阪府や大阪企業人権協議会が主催する研修や講座を受講する際の助成制度を周知するとともに、ハローワークや大阪府等労働関係機関が発行する職場における健康維持・増進の取組支援に関連する啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供に努める。	人権推進課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜職場における健康維持・増進の取組支援＞メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます。	メンタルヘルスについての理解を深めるための研修を実施した。 セルフケア・コミュニケーション研修 参加者:40人 ラインケア研修 参加者:21人	3、計画どおり	環境が大きく変わってメンタルに不調をきたすことのないよう新採職員を対象にセルフケアコミュニケーション研修を実施した。また監督職以上の職員を対象にメンタル不調を抱える部下への対応について学んでもらった。	引き続きメンタルヘルスについての理解を深めるための研修を実施する。	引き続きメンタルヘルスについての理解を深めるための研修を実施する。	秘書人事課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜職場における健康維持・増進の取組支援＞メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課で共有し、課窓口にて配架した。	3、計画どおり	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、広報・啓発に努めた。	関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発に努める。	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、周知・啓発に努める。	産業振興課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜あらゆるハラスメント防止対策の働きかけ＞あらゆるハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発・学習活動を行うとともに、相談窓口の周知に努めます。	泉南市事業所人権推進連絡会のR7年度総会(R7.5.開催)において、「職場のハラスメントの理解と防止に向けて」をテーマに研修会を開催した。(参加者:15名)	1、計画を大幅に上回る	泉南市事業所人権推進連絡会の会員に向けて職場における様々なハラスメントについて、事例や判例の紹介、相談対応時の注意点など学ぶ機会を提供した。	泉南市事業所人権推進連絡会のR8年度総会(R8.5.開催)において、「外国人の雇用と人権」をテーマに研修会を開催する予定。	泉南市事業所人権推進連絡会の研修会を開催するとともに、引き続き、会員事業所(48事業所)を対象に、大阪企業人権協議会サポートセンターが主催する研修や講座を受講する際の助成制度を周知する。また、ハローワークや大阪府等労働関係機関から提供されるハラスメント防止に関連する啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供に努める。	人権推進課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜あらゆるハラスメント防止対策の働きかけ＞あらゆるハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発・学習活動を行うとともに、相談窓口の周知に努めます。	社会保険労務士会による労働相談を年4回実施し、相談は8件であった。また、弁護士による無料法律相談を月2～3回実施し、相談件数は190件であった。 ※R7年度から無料法律相談の委託先を大阪弁護士会に変更(R6年度までは泉南市在住の磯野弁護士)	3、計画どおり	様々な労働問題に対して、専門的な見地より助言を行う必要があると考えられるため、内容に応じた相談支援を行った。	社会保険労務士会による労働相談及び弁護士による法律相談を実施する。	社会保険労務士会による労働相談及び弁護士による法律相談を実施する。	産業振興課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜あらゆるハラスメント防止対策の働きかけ＞あらゆるハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発・学習活動を行うとともに、相談窓口の周知に努めます。	職場における様々なハラスメントを防止するために「ハラスメント防止研修」を実施した。 ハラスメント防止研修 参加者:35人 また、任期付職員についても、新規採用者だけでなく継続採用者も対象に内部通報制度、内部相談制度の周知を行った。	3、計画どおり	研修を実施するとともに、新たに採用された正規職員、任期付職員の採用説明会で、内部通報制度、内部相談制度の周知を行った。	引き続き、取組を継続する。	新たに採用された正規職員、任期付職員の採用説明会で、内部通報制度、内部相談制度の周知を行う。	秘書人事課

Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜「母性健康管理指導事項連絡カード」の啓発＞男女雇用機会均等法など、母性保護に関する法律・制度の遵守を働きかけ、働く女性の妊娠・出産に対して一貫した健康管理と健康支援をします。	妊娠届出時、就労している妊婦に対して「働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために」のパンフレットを配布し、母性保護に関する制度や母性健康管理指導事項連絡カードの活用について説明を行った。また、母子健康手帳に掲載の、「働きながら」のサポート制度について説明を行った。	3、計画どおり	妊娠届出時に、すべての妊婦にアンケートを実施し、就労状況について確認し、把握した。妊娠届出時には、全数アンケートを実施し、面談を実施した。	働く女性が安心して妊娠・出産できるよう、制度について周知を行う。	就労している妊婦に対して、妊娠届出時に情報提供を行う。	保健推進課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜「母性健康管理指導事項連絡カード」の啓発＞男女雇用機会均等法など、母性保護に関する法律・制度の遵守を働きかけ、働く女性の妊娠・出産に対して一貫した健康管理と健康支援をします。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課で共有し、課窓口にて配架した。	3、計画どおり	関連する内容の啓発冊子やチラシを配架した。	就労の場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信に努める。	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、周知・啓発に努める。	産業振興課
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進＞非正規雇用労働者がスキルアップ、キャリアアップができるような仕組みづくりについて事業所に働きかけを進めます。	研修に係る助成制度の周知するとともに、関連する啓発冊子・チラシの配布などにより、事業所への労働関係法令の周知を図った。	3、計画どおり	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンターが開催する研修へ参加する際の受講費を助成する制度の周知及び、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関から提供を受けた関連する啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行った。	研修の助成制度の周知や、関連する啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への労働関係法令の周知を図る。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催の研修助成制度の周知及び、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行う。	人権推進課
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進＞非正規雇用労働者がスキルアップ、キャリアアップができるような仕組みづくりについて事業所に働きかけを進めます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課で共有し、市民の方への周知啓発に努めた。	3、計画どおり	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、広報・啓発に努めた。	関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発に努める。	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、周知・啓発に努める。	産業振興課
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜再就職に向けた支援の充実＞再就職のための情報提供、職業能力開発を進めます。	地域就労支援センターで就労相談を行い、年間の相談件数は、新規相談71件、再相談225件、合計296件であった。（前年度新規46件、再相談138件、合計184件）	3、計画どおり	地域就労支援センターでの就労相談を継続し、再就職に向けた相談支援を行った。	地域就労支援センターでの就労相談を継続し、再就職に向けた相談支援を行うとともに、支援内容充実のため相談員のスキルアップを図る。	地域就労支援センターにおいて、求人情報・職業訓練情報の提供を行う。また、再就職に向けた相談支援を行うとともに技能取得講座を実施する。	産業振興課
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜女性のためのチャレンジ支援＞起業や社会活動にチャレンジしたい女性に向けた支援講座等の開催や補助金等のスタートアップ支援の情報を提供します。	社会づくり講座ではママ防災士による親子の体験型防災講座や地域で活動される方向けの防災講座を実施し、防災分野における男女共同参画の意識啓発につながった。（参加者延べ56名）	1、計画を大幅に上回る	ママ防災士として活動されている講師や、元自治体職員から防災センター研究員に転職された講師のお話から防災分野における女性参画の重要性を学ぶことができた。	社会情勢に応じた内容で、「社会づくり講座」を開催し、女性の社会参画を支援する。	女性が社会参画するための情報提供を含めた、「社会づくり講座」を開催する。	人権推進課
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜女性のためのチャレンジ支援＞起業や社会活動にチャレンジしたい女性に向けた支援講座等の開催や補助金等のスタートアップ支援の情報を提供します。	所管団体等への情報提供に努めた。	3、計画どおり	所管団体等への情報提供を行うことで、男女平等参画の促進につながった。	所管団体等への情報提供を行うことで、自治会の男女平等参画の促進につなげる。	所管団体等への情報提供を行う。	政策推進課

Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜情報教育の推進及びIT活用能力向上の機会の提供＞男女がともに社会の中の多様な選択ができ、さまざまな分野に参画できるよう、パソコンスキルの習得やSNSの利活用方法などITに関連する講習を実施します。	パソコンスキルの習得やSNSの利活用方法などITに関連する講習・研修の周知や啓発冊子・チラシの配布等により、IT活用能力向上の機会の情報提供を図った。	3、計画どおり	講習・研修の周知や関連する啓発冊子・チラシの配布については、最新の情報提供に努め、配架は遅滞なく速やかに行った。	パソコンスキルの習得やSNSの利活用方法などITに関連する講習・研修の周知や啓発冊子・チラシの配布等により、IT活用能力向上の機会の情報提供を図る。	講習・研修の周知や啓発冊子・チラシの配布については、最新の情報提供に努め、配架等の情報提供は遅滞なく速やかに行う。	人権推進課
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜情報教育の推進及びIT活用能力向上の機会の提供＞男女がともに社会の中の多様な選択ができ、さまざまな分野に参画できるよう、パソコンスキルの習得やSNSの利活用方法などITに関連する講習を実施します。	パソコンを通して共に学びあうクラブを定期利用登録し、使用料の減免措置や備品、Wi-Fi利用を支援することで、パソコンスキルの習得やSNSの利活用方法などITスキルアップを図った。	3、計画どおり	クラブ等の活動が円滑に行われるように様々な措置を行った。	クラブ等の活動等支援	引き続き、クラブ等の活動等支援が円滑に行われるよう取り組みを行う。	文化振興課公民館
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜情報教育の推進及びIT活用能力向上の機会の提供＞男女がともに社会の中の多様な選択ができ、さまざまな分野に参画できるよう、パソコンスキルの習得やSNSの利活用方法などITに関連する講習を実施します。	利用者がオンラインで情報を得やすい環境を整えるため、新たにInstagramでの公式SNSを開設し、発信を強化した。また全講座スマート申請による講座申込を導入した。	3、計画どおり	IT関連の講座実施は難しいため、IT活用能力向上に向け、オンラインでのこともスタッフ会議の実施なども行った。	講座以外にも、利用者登録や居場所事業利用に関する登録等についてもスマート申請を活用し、オンラインの利用促進を行う。	利用者の利便性を高めるため、OSAKAフリーWi-Fiの導入を計画する。	生涯学習課（青少年センター）
Ⅲ	6	(3)	農業や自営業に従事する女性への支援	＜女性の経済的地位の向上＞家族経営協定の普及推進を図ります。また、女性認定農業者や女性指導農業者の育成を図ります。	現在の認定農業者は71件（法人：6件＋個人：52件）で、うち7人は女性認定農業者であった。また、女性指導農業者の申請等はなかった。また、泉南農業塾への入塾者は9人で、うち6人は女性であった。	3、計画どおり	近年、女性認定農業者の申請が出てきているので、今後も認定に向けた取り組みを進めると同時に、各種制度の周知を図る。	家族経営協定の普及促進を図ります。また、女性認定農業者や女性指導農業者の育成を図ります。	各種制度の周知を図る。	産業振興課
Ⅲ	6	(3)	農業や自営業に従事する女性への支援	＜農業・漁業に従事する女性グループのネットワーク支援＞グリーンツーリズムなどを通じた都市農村交流や6次産業化に取り組む女性の活動等を支援します。	都市農村交流や6次産業化に取り組む女性の活動等の申請等はなかった。	5、計画を大幅に下回る	「泉南市6次産業化及び地産地消を推進するための戦略」を策定しHPで公表している。申請がない状況ではあるが、女性の認定農業者も存在している状況から今後も申請に応じて対応することとする。	グリーン・ツーリズムなどを通じた都市農村交流や、6次産業化に取り組む女性の活動等を支援します。	6次産業化に取り組む方を支援するため、「泉南市6次産業化及び地産地消を推進するための戦略」を策定しHPで公表している。	産業振興課

主要施策7 ワーク・ライフ・バランスの実現のための支援

基本 目標	主要 施策	小分 類	施策の方向	具体的取組	7年度進捗実績	7年度 進捗度	7年度の成果とその取り組み方並びにどの ような努力を行ったか(できなかった場合 はその理由も含む)	8年度実施計画	8年度実施計画を実現するた め、どのような取り組みを行い ますか。	担当課
Ⅲ	7	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜ワーク・ライフ・バランスの取組推進と情報提供＞ 長時間労働を改善していくため、事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、先進企業の好事例等の情報の収集と提供を積極的に行います。	事業所主催の研修への助成制度の周知や、関連する啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への周知・啓発を図った。	2、計画をやや上回る	ハローワーク及び大阪府等労働関係機関から提供を受けた関連する啓発冊子やチラシなどを配布し、啓発・情報提供を行った。	研修の助成制度の周知や、関連する啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への周知・啓発を図る。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催の研修への参加費用に係る助成制度の周知及び、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行う。	人権推進課
Ⅲ	7	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜ワーク・ライフ・バランスの取組推進と情報提供＞ 長時間労働を改善していくため、事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、先進企業の好事例等の情報の収集と提供を積極的に行います。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課で共有し、課窓口にて配架した。	3、計画どおり	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、広報・啓発に努めた。	関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発に努める。	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、周知・啓発に努める。	産業振興課
Ⅲ	7	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜ワーク・ライフ・バランスの取組推進と情報提供＞ 長時間労働を改善していくため、事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、先進企業の好事例等の情報の収集と提供を積極的に行います。	建設現場では技能労働者の確保が課題とされており、特に若年者の入職促進を促すには現場の長時間労働などの労働環境を改善する必要がある。市では発注担当課が週休2日の導入が可能と判断できる建設工事については、仕様書に明示し、それに伴う経費も計上して実施した。	3、計画どおり	週休2日工事については、工事看板に表示して、広く通行者に対しても周知に努めた。	令和8年3月31日付で、国土交通省から、週休2日工事は推進するが、週休2日に係る経費の計上の試行を完了する旨の通達があり、経費の考え方について他の自治体の取り組み状況を確認する。	週休2日の確保等を考慮した適正な工期の設定に努め、経費の考え方に関する検討を行い、関係各課の調整を行う。	契約検査課
Ⅲ	7	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜事業所への男性の育児・介護休業取得の啓発＞ 男性の育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行います。	事業所主催の研修への助成制度の周知や、関連する啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への周知・啓発を図った。	2、計画をやや上回る	ハローワーク及び大阪府等労働関係機関から提供を受けた関連する啓発冊子やチラシなどを配布し、啓発・情報提供を行った。	研修の助成制度の周知や、関連する啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への周知・啓発を図る。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催の研修への参加費用に係る助成制度の周知及び、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行う。	人権推進課
Ⅲ	7	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜事業所への男性の育児・介護休業取得の啓発＞ 男性の育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行います。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課で共有し、課窓口にて配架した。	3、計画どおり	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、広報・啓発に努めた。	関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発に努める。	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、周知・啓発に努める。	産業振興課
Ⅲ	7	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜事業所への男性の育児・介護休業取得の啓発＞ 男性の育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行います。	育児休暇や介護休暇などを取得しやすい環境づくりには職場の理解、上司のマネジメントが必要不可欠のため、マネジメント研修を実施した。	3、計画どおり	介護休暇については、1人の男性職員が取得。介護を理由に退職する職員がいないように制度を周知するとともに、相談があった際には制度の利用を提案した。	職員に対して引き続き、取組を継続する。	「休暇の手引き」や「育児等パンフレット」を周知し、男性の育児参加促進に努める。育児休暇や介護休暇などを取得しやすい環境づくりには職場の理解、上司のマネジメントが必要不可欠のため、マネジメント研修を実施する。	秘書人事課

Ⅲ	7	(2)	企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進	＜顕彰制度等の周知＞「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、働く場における男女平等参画に向けた取組を進める事業所を応援する大阪府の「男女いきいき・元気宣言」や「男女いきいきプラス」の登録制度を広く周知します。	R7年度事業所人権推進連絡会の総会及び会員事業所に対し、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定を促進し、大阪府の男女いきいき元気宣言事業者の登録制度についての資料配布により情報提供を行った。	2、計画をやや上回る	泉南市事業所人権推進連絡会の総会や役員会において、資料等を配布し、「男女いきいき・元気宣言事業者への登録制度」についての周知を行った。	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定を促進し、引き続き、大阪府の男女いきいき元気宣言事業者の登録制度について情報提供を行い、登録を促進する。	大阪府の男女いきいき元気宣言事業者の登録制度について泉南市事業所人権推進連絡会の総会や役員会において情報提供、登録推進を行ったことで、R8年度については登録企業数が3社となり、登録企業数の目標値を達成する見込みである。	人権推進課
Ⅲ	7	(2)	企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進	＜顕彰制度等の周知＞「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、働く場における男女平等参画に向けた取組を進める事業所を応援する大阪府の「男女いきいき・元気宣言」や「男女いきいきプラス」の登録制度を広く周知します。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課で共有し、課窓口にて配架した。	3、計画どおり	関係機関から提供される労働に関する情報を速やかに発信し、広報・啓発に努めた。	就労の場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信に努める。	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、周知・啓発に努める。	産業振興課
Ⅲ	7	(2)	企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進	＜一般事業主行動計画策定の促進＞女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務である事業所(常時雇用労働者数が100人以下)に対して、情報提供や策定の働きかけを行います。	大阪府や大阪府企業人権協議会が開催する研修や講座受講に係る経費の助成や、大阪労働局等、関連する啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への周知・啓発を図った。	3、計画どおり	大阪府労働局等関係機関からの情報提供などを行い、企業における仕事と子育て、介護の両立支援の取り組みについて広報、啓発を図り、一般事業主行動計画策定の支援を行った。	大阪府や大阪府企業人権協議会が開催する研修や講座受講に係る経費の助成や、大阪労働局等から提供を受けた関連する啓発冊子・チラシの配布等により、企業における仕事と子育て、介護の両立支援の取り組みについて広報、啓発を図り、一般事業主行動計画策定の支援を行う。		人権推進課
Ⅲ	7	(2)	企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進	＜一般事業主行動計画策定の促進＞女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務である事業所(常時雇用労働者数が101人以下)に対して、情報提供や策定の働きかけを行います。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課で共有し、課窓口にて配架した。	3、計画どおり	自発的な計画策定を促すため、積極的な情報発信に努めた。	関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発に努める。	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、周知・啓発に努める。	産業振興課
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	・午前7時～午後7時までの早朝延長保育、産休明け保育、一時預かり保育の実施	3、計画どおり	・事業継続のための補助金確保や保育士確保に努めた。	・子育て支援事業の継続	・必要な子育て支援の提供が行えるように、保育士確保に努める。	保育子ども課
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	地域子育て支援センター、関係公共機関において、子育て世帯に寄り添う事業を開催した。また子育て世帯に関する情報を提供した。 土曜日日曜日にひだまりルームを開催し平日に仕事をしている保護者(父親も含む)が参加しやすい取り組みを行った。 開催日数 4日 参加延べ人数375人(うち子ども202人、母親119人、父親52人、その他2人)	2、計画をやや上回る	総合福祉センターあいびあ泉南内に、乳幼児の遊びのひろばSENNAN LITTLE PARKりるばと地域子育て支援センターひだまりがあることで、それぞれのライフスタイルに合わせて相互利用する姿がある。 土曜日日曜日のひだまりルームでは、りるばとの共催で0歳から参加できる映画会の実施や、参加した父親にお帰りのタイムを手伝ってもらうことで、家族以外とのコミュニケーションをとるきっかけとなっていた。	地域子育て支援センター、関係公共機関において、子育て世帯に寄り添う事業を開催する。また子育て世帯に関する情報を提供する。	土曜日日曜日のひだまりルームを開催し父親の育児参加の促進、また働く母親の育児不安に寄り添う支援を行う。	家庭支援課 (子育て支援センター)

Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	それぞれの家庭の状況に応じ、経済的自立に向けての就労支援などに努め、日常生活の支援にも取り組んだ。	3、計画どおり	それぞれの家庭の状況に応じ、経済的自立に向けての就労支援などに努め、日常生活の支援にも取り組んだ。	子育て世帯に対し、個々の状況に応じての情報提供を行い、生活の安定を図る為の就労支援を行う。	それぞれの家庭の状況に応じ、経済的自立に向けての就労支援などに努め、日常生活の支援にも取り組む。	生活福祉課
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	預かり保育担当者と園・教育委員会が学期毎に会議を行い、預かり保育の充実を図っている。また、仕事と子育ての両立支援のための預かり保育の減免制度を必要な保護者に紹介している。	3、計画どおり	入園説明会やホームページ・ガイドブックへの掲載等を通して、預かり保育について説明を行い、子育てと仕事の両立が可能であることを広報した。また個別のヒヤリング等で就労状況を把握し、両立支援のための減免制度があることを文書を配付し説明した。	園児や保護者が安心して預かり保育を利用できるよう引き続き預かり保育内容の充実を図るとともに、仕事と子育ての両立支援並びに保護者の負担軽減のため、減免制度を紹介する。	仕事との両立はもちろん、保護者の通院や保護者自身のエンパワメント、子どもの安心・安全な居場所としての利用など、預かり保育の理由は問わないことを引き続き広報し、子育て中の保護者を応援する。	指導課
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	小学生保護者が就労等により不在である児童を対象とし、留守家庭児童会を10施設で開設。延長保育の実施、保育内容の充実等を行い、保護者が安心して就労、子育てできるよう安全で安心できる保育に努めた。	3、計画どおり	令和7年度に実施した児童アンケートでは、児童会が楽しいと回答した児童が約80%であった。	利用ニーズに合わせて、信達第二留守家庭児童会として、新規開設を予定している。また、合わせて全施設において入退室管理システム導入を目指す。	入退室管理システムにより、出欠や連絡を電子化することで、利用者サービスの向上につなげる。	生涯学習課
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	放課後児童クラブ実施校全校において、放課後子供教室と校内交流型プログラムの提供を行った。また読み聞かせボランティア団体や子育て支援センターと連携し、就学前児童とその保護者向けのプログラムを実施した。	3、計画どおり	泉南市こども計画に基づき、様々な子育て支援事業を実施した。	各団体、関係機関と連携し、引き続き両事業を実施する。	泉南市こども計画に基づき、子育てと仕事の両立支援のため、居場所事業を展開します。	生涯学習課(青少年センター)
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	子育て情報を収集し、地域の情報コーナーや赤ちゃん絵本のコーナーで、パンフレット等の情報提供と資料の貸出を行った。関係機関との連携や出張講座(9回)などの子育て支援事業を行った。	3、計画どおり	子育て情報の提供と、資料の貸出に努めるとともに、土曜日に乳幼児のおはなし会を実施した。また、依頼があった園等へのお出張講座を実施した。	子育て情報を収集し、地域の情報コーナーや赤ちゃん絵本のコーナーで、パンフレット等の情報提供と資料の貸出を行う。	引き続き、子育て支援情報を収集し情報提供を行う。また乳幼児のおはなし会や、出張講座等の子育て支援事業を行う。男女平等参画の視点に立ち、多様なライフスタイルに対応できる子育て支援事業を推進する。	文化振興課図書館
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	妊娠届出時、就労している妊婦に対して「働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために」のパンフレットを配布し、母性保護に関する制度や母性健康管理指導事項連絡カードの活用について説明を行った。また、母子健康手帳に掲載の、「働きながら」のサポート制度について説明を行った。	3、計画どおり	妊娠届出時に、すべての妊婦にアンケートを実施し、就労状況について確認し、把握した。妊娠届出時には、全数アンケートを実施し、面談を実施した。	働く女性が安心して妊娠・出産できるよう、制度について周知を行う。	就労している妊婦に対して、妊娠届出時に情報提供を行う。	保健推進課
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	令和7年度から新たに「泉南市こども計画」の策定を行い、新たに子どもの権利擁護・救済の仕組みづくりを基本目標とした。	3、計画どおり	新たに策定した計画に基づき、令和7年度実績について今後、委員会を開催し御意見をいただくこととしている。	令和7年度の実績に伴い、進捗管理を図っていく。	委員会及び庁内で組織する本部会議において、方向性を定めている。	子ども政策課
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	職員が時間や場所にとらわれずに働ける環境を整備し、育児・介護等の事情を抱える職員を含む誰もが効率的に働けるようにするため、テレワークの運用を開始した。	3、計画どおり	職員が時間や場所にとらわれずに働ける環境を整備し、育児・介護等の事情を抱える職員を含む誰もが効率的に働けるようにするため、テレワークの運用を開始し、4名の職員が取得した。	引き続き制度運用を継続する。	今後も職員が効率的に働けるように制度を周知・運用していく。	秘書人事課

Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜家族介護の支援＞相談体制の充実や介護保険・障害福祉サービスの利用促進など、高齢者や障害のある人を介護する家族への支援を充実します。	医療と介護に関わる専門職が協働し、市民啓発(WAO地域及び認知症サポーター養成講座)を実施した。 ・WAO地域:16か所 ・認知症サポーター養成講座:1,166人(累計22,795人)	3、計画どおり	WAO地域では、医療・介護の専門職・地域包括支援センターと協働し、地域ごとに健康づくりに関する情報発信や、相談窓口を周知するとともに、市民と顔の見える関係を築くことができた。 コロナ禍で実施不可となった認知症サポーター養成講座開催先について、再開に向け調整を行い、コロナ以前の受講人数に戻るよう取り組んできた結果、コロナ以前の数値に戻ってきている。	継続して実施	引き続き多職種協働で地域の啓発活動を実施する。また、認知症の人やその家族の居場所として認知症カフェの周知に力を入れる。	長寿社会推進課
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜家族介護の支援＞相談体制の充実や介護保険・障害福祉サービスの利用促進など、高齢者や障害のある人を介護する家族への支援を充実します。	基幹相談支援センターを中心に障害者相談支援事業所や市内障害福祉サービス事業所との連携により、障害のある人を介護する家族への支援を実施した。	3、計画どおり	泉南市自立支援協議会を核として、障害福祉サービス事業所や相談支援事業と連携し、相談支援の充実に努めた。	継続して、関係部局や関係機関と連携し、障害福祉サービスの利用促進など、障害のある人や家族への支援を充実します。	泉南市自立支援協議会を核として、障害福祉サービス事業所や相談支援事業と連携し、相談支援を充実させる。	障害福祉課

主要施策8 男性にとっての男女平等参画の促進

基本 目標	主要 施策	小分 類	施策の方向	具体的取組	7年度進捗実績	7年度 進捗度	7年度の成果とその取り組み方並びにどのような努力を行ったか(できなかった場合はその理由も含む)	8年度実施計画	8年度実施計画を実現するため、どのような取り組みを行いますか。	担当課
Ⅲ	8	(1)	男性の家事・育児等への主体的取組の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。	交流啓発講座において、年齢・性別・障害の有無にかかわらず楽しめるスポーツである、モルック体験会を実施し、子どもと一緒に楽しみ子育てに参画するための機会を提供した。(参加者:27名)	2、計画をやや上回る	モルック体験会後には市民交流センターにて毎月ぶらっとカフェを開催し、モルック体験ができる機会を提供した。	男性を対象にした料理・子育て・介護等の技術を取得する講座等を実施をめざす。	市民交流センターを拠点に活動する団体や関係団体との意見交換の場を活用してテーマを選定し、男性向けの学習機会を提供する講座の開催をめざす。	人権推進課
Ⅲ	8	(1)	男性の家事・育児等への主体的取組の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。	・男性の料理教室受講のOB会の活動支援を行った(4回)。参加数(延べ):45人 ・妊婦とその家族対象の両親教室「はじめまして！赤ちゃん」を開催し、妊娠からお産・育児の話や妊婦体験・沐浴体験を行った。夫(パートナー)の参加促進のため、日曜日に開催した。 ・妊娠届出時に、夫(パートナー)に妊婦ジャケット着用による妊婦体験を実施した。	3、計画どおり	・ヘルスメイト(食生活改善推進協議会)と共に、季節に合わせたメニューの調理実習を行った。 ・日曜日に両親教室を開催することで、平日開催より多くの男性が参加し、育児について学ぶ機会を提供できた。 ・妊婦疑似体験では、妊婦の体型の変化を理解することで、妊婦への気遣いや家事・育児参加を促すことができた。	・男性の料理教室OB会の活動を支援する。 ・両親教室「はじめまして！赤ちゃん」を日曜日に開催する。 ・妊娠届出時に夫(パートナー)に妊婦疑似体験を実施する。	男性を対象とした学習の機会を提供する。	保健推進課
Ⅲ	8	(1)	男性の家事・育児等への主体的取組の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。	所管団体等への情報提供に努めた。	3、計画どおり	所管団体等への情報提供を行うことで、さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上につなげる。	所管団体等への情報提供を行うことで、さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上につなげる。	所管団体等への情報提供を行う。	政策推進課
Ⅲ	8	(1)	男性の家事・育児等への主体的取組の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。	性別にとらわれない子育ての機会として親子で参加できる公民館講座を開催した。 ・チリメンモンスターを探せ！1回 18人 ・出前保育ひだまりと共催 1回 39人	3、計画どおり	親子で学ぶことで、父親も積極的に育児に自然に参加できるような講座開催に務めた。	講座等の開催	魅力的な内容で、講座参加者を増やしていく方策の研究を行っていく。	文化振興課公民館
Ⅲ	8	(1)	男性の家事・育児等への主体的取組の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。	7年度も家族で参加できる講座やしやすい講座を多数企画実施した。父親の参加実績も安定しており、今後も引き続き様々な講座を実施していく。 家族向け講座:12講座 延べ参加者数:181名	3、計画どおり	講座終了後のアンケート等により、子どもだけでなく、保護者からもニーズ調査を行い、結果を反映した講座の実施を行った。	男女ともに活かせる、生活面での技術習得に向けた講座を計画・実施していきたい。	参加者が興味関心を抱くような内容を精査し、講座を実施していきたい。	生涯学習課(青年センター)